

パーソナルモビリティ安全利用官民協議会 発表資料

自主ルールに基づく具体的な取組例

マイクロモビリティ推進協議会
2023.6

01

ア 利用者に対する交通ルール等の周知

新ルールに対応した確認テスト

- ・新たなルールに対応した確認テストを用意
- ・引き続き満点を取得しないと利用登録不可
- ・免許持っていない人にも考慮
- ・英語版も協議会として用意

問1 原則、車道の最も左端に沿って走行しなければならない。



回答 ○

車道の最も左端に沿って走行しなければなりません(普通自転車専用通行帯がある場合も同様です)

自転車道を通行することもできます。なお、**逆走は禁止**されています。
違反した場合には、6000円の反則金(行政処分)、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(刑事処分)の対象となります。

また、信号待ちや渋滞の際に車の間を**すり抜けて割り込む行為は禁止**されています。

Q1. In principle, you must drive along the leftmost edge of the road.

You must drive along the leftmost edge of the road. The same applies when there is a bicycle lane.

You may also ride on bicycle paths. Please note that riding opposed to the direction of the lane is prohibited.

It is also prohibited to cut in between cars when waiting at traffic lights or in traffic jams.

Penalties for violations

Administrative penalty

Fine of 6,000 yen

Criminal penalty

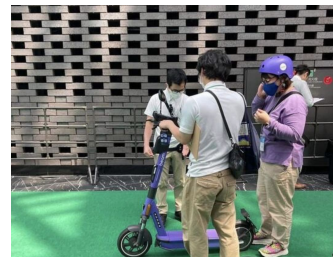
Up to 3 months imprisonment or a fine of up to 50,000 yen

02

ア 利用者に対する交通ルール等の周知

警察・自治体等と連携した安全講習会等の実施

- ・自治体、警察、地元住民等とともに、利用者・非利用者への特定小型原付ルールの周知を実施



03

イ 利用者の年齢確認の徹底 多様な方法による年齢確認

- ・免許証だけでなく、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなどを用いて年齢確認を実施

「LUUP」アプリの年齢確認および本人確認に「LIQUID eKYC」を導入

自動即時承認により確認業務を削減し、ユーザーの利便性向上へ。公的個人認証にも対応

株式会社Luup（本社：東京都千代田区、代表取締役社長兼CEO：岡井大輝、以下「Luup」）は、株式会社Liquid（本社：東京都千代田区、代表取締役：長谷川敬起）が提供するオンラインで本人確認が完結するサービス「LIQUID eKYC」を、電動キックボードや電動アシスト自転車などを扱う「電動マイクロモビリティ」のシェアリングサービス「LUUP」アプリ内での年齢確認および本人確認に導入したことをお知らせします。

「LUUP」アプリの年齢確認および本人確認に
「LIQUID eKYC」を導入



LUUP

04

エ 乗車用ヘルメット着用の促進 ヘルメット着用促進メッセージ

- ・ヘルメットが努力義務であり、着用により安全性が高まることをアプリ内外で発信
- ・購入希望者へのあっせんも実施

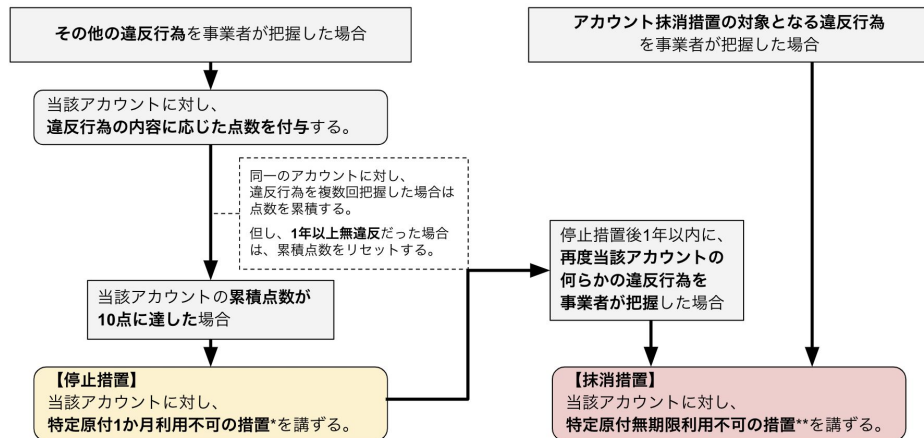


東京都作成のチラシを各社で配布

オ 悪質・危険運転者対策の実施 独自の累積ポイント制の導入

- ・免許の点数制度を参考に、一つ一つの違反行為に点数を付与
- ・一度の違反でアカウント停止とするもの、複数回の違反でアカウント停止にするものなどを定め、協議会各社で共通運用を実施

事業者が違反行為を把握した場合の対応フロー



*「16歳未満運転」の場合は、累積点数によらず、当該アカウントの利用者が16歳になるまで利用不可とする。

**抹消措置を受けたアカウントは、1年経過後に安全講習を受講させる等で安全運転能力を確認できた場合等に、特定原付を再度利用可能とする。

ク 交通事故発生時の対応等 警察及び事業者への連絡を徹底

- ・事故発生時の対応を分かりやすくアプリ内で説明
- ・任意保険への加入も協議会各社は義務としており、保険による利用者救済も徹底

事故が起きたとき

2か月前・更新

フォローする

万が一、事故に遭われた場合は、落ち着いて以下の手順に従って事故の発生日時・場所・状況をお伝えください。

＜すぐにすべきこと＞

1. ケガ人がいる場合は応急手当と119番
2. 速やかに**110番**通報
3. 事故の場合、弊社指定の保険会社（二井住友海上火災保険株式会社）に連絡
 - ・ 連絡先: **0120-258-365**
 - ・ こちらの証券番号をお伝えください: NC0373692
 - ・ 保険会社からの指示のもと、警察からの受理番号を報告ください

＜お客さまへのお願い＞

- ・ 事故発生時にはBIRD Japanカスタマーサポートチームまでご連絡いただき、状況をお伝えください

事故が起きた時

3か月前・更新

フォローする

1. 警察へ届ける（負傷者がいれば119番に通報）
2. LUUPカスタマーセンターへの連絡

事故がおきたときは、ただちに警察への届け付けをお願いします。また、ケガ人が発生した場合には、救急車を呼ぶなどの対応をお願いいたします。

そのうえで、LUUPカスタマーセンターまでご連絡いただき、事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をお伝えください。

- ・ 7-22時: 0800-080-4333
- ・ 営業時間外: お問い合わせフォーム

事故発生時には当社に必ずご連絡ください。後日警察または第三者の指摘等によって事故が発覚した場合、利用規約に基づく違約金の対象となります。

また、ご利用中の事故であれば、ユーザーに対して損害保険が適用されますが、保険適用範囲外の責任は負いかねます。